

奥多摩地域公共交通活性化協議会規約

(制定) 令和5年2月2日 4都市基交第1251号

(目的)

第1条 奥多摩地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化再生法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域全体の効率的な交通体系の構築を図るため、地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成及び実施に関する協議を行うことを目的とする。

(事務局)

第2条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、東京都都市整備局都市基盤部交通企画課及び奥多摩町企画財政課に置く。

(事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務に係る協議、調整を行う。

- (1) 計画の作成及び変更に関する協議に関すること。
- (2) 計画の実施に関する協議に関すること。
- (3) 計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 協議会は、会長、副会長及び委員を持って組織する。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、学識経験者をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 3 協議会に副会長を置き、東京都都市整備局地域公共交通担当部長をもって充てる。
- 4 副会長は、会長を補佐して協議会の事務を担当し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(協議会の委員等)

第6条 協議会の会長、副会長、委員（以下「委員等」という。）は別紙に掲げる者とする。

- 2 委員等のうち、学識経験者と地域公共交通利用者代表について、任期は1年間とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 任期の満了又は辞任によって退任する委員等は、後任の委員等が就任するまでの間、引き続きその職務を行う。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は委員の過半数が出席するか書面等により協議に参加できなければ開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 会議は、原則として公開する。ただし、会議の一部又は全部を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、その限りにおいて非公開で行うものとする。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(委任)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

(附則)

- 1 この要綱は令和5年2月2日から施行する。

(別紙)

奥多摩地域公共交通活性化協議会

委員名簿

会長 早稲田大学 理工学術院 教授 佐々木邦明
副会長 東京都 都市整備局 地域公共交通担当部長
委員 地域公共交通利用者代表 (奥多摩町行政改革推進委員 (前小河内自治会長))
委員 東日本旅客鉄道株式会社 八王子支社 企画総務部 経営戦略ユニット マネージャー
委員 西東京バス株式会社 営業部 乗合担当課長
委員 奥多摩タクシー 代表
委員 国土交通省 関東運輸局 東京運輸支局 首席運輸企画専門官 (総務企画担当)
委員 国土交通省 関東運輸局 東京運輸支局 首席運輸企画専門官 (輸送担当)
委員 警視庁 青梅警察署 交通課長
委員 東京都 建設局 西多摩建設事務所 管理課長
委員 奥多摩町 企画財政課長
事務局 東京都都市整備局都市基盤部交通企画課、奥多摩町企画財政課